

別記様式（第5条関係）

審議会等の会議の開催のお知らせ

会議の名称	令和6年度第2回佐賀市まち・ひと・しごと創生推進会議
開催日時	令和6年10月30日（水）14:00～15:30
開催場所	佐賀市役所 大財別館4階4-1、4-2会議室（佐賀市大財3-11-21）
議題	次期総合戦略について
公開又は非公開の	公開
非公開の理由	—
傍聴者の定員	6名
傍聴手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆傍聴方法 直接、会場に来場していただき、傍聴者受付をして下さい。</li> <li>◆傍聴者受付開始時間 13:45～</li> <li>◆定員について 傍聴を希望される方が定員を超えた場合は、先着順になりますので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>
問い合わせ先	<p>政策推進部 企画政策課 企画係            電話番号 0952(40)7025            FAX 0952(40)7323            担当者：富永、川上</p>
その他	

## 傍聴のみなさまへのお願い

佐賀市まち・ひと・しごと創生推進会議

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員（6名）になり次第、受付を終了します。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合もあります。

### 3 会議を傍聴できない方

次の事項に該当する方は会議の傍聴はできません。

- (1) 酒気を帯びている方
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している方
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類、又は拡声器を携帯している方
- (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる方

### 4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。